

**5 生活保護問答集について（平成 21 年 3 月 31 日
厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）
【改正案】**

新旧対照表（案）

改正後	現 行
<p>第1 世帯の認定</p> <p>1～2 略</p> <p>3 高校・大学等における就学</p> <p>義務教育たる小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）又は中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程（保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。）若しくは特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）における就学については、その親権者に子どもを就学させる義務を負わせるとともに（教育基本法第5条）、学齢児の就業を原則として禁止している（労働基準法第56条）。また、授業料は徴収しないなど（教育基本法第5条）経済的保障も行っており、生活保護法もこのような配慮から義務教育を最低生活の内容としてとらえ教育扶助を制度化しているのである。</p> <p>略</p>	<p>第1 世帯の認定</p> <p>1～2 略</p> <p>3 高校・大学等における就学</p> <p>義務教育たる小学校及び中学校における就学については、その親権者に子どもを就学させる義務を負わせるとともに（教育基本法第5条）、学齢児の就業を原則として禁止している（労働基準法第56条）。また、授業料は徴収しないなど（教育基本法第5条）経済的保障も行っており、生活保護法もこのような配慮から義務教育を最低生活の内容としてとらえ教育扶助を制度化しているのである。</p> <p>略</p>
<p>第2 略</p>	<p>第2 略</p>
<p>第3 資産の活用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>問3-21〔特定中国残留邦人等世帯と同居している場合の自動車の使用〕</p> <p>被保護者が、自動車を保有している特定中国残留邦人等と同居している場合、その自動車を使用することは認められるか。</p> </div> <p>（答）特定中国残留邦人等世帯に対する支給付制度においては、生活用品としての自動車保有を認めているところであるが、これは「自動車^が当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等の生活維持のために使われてい</p>	<p>第3 資産の活用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>問3-21〔特定中国残留邦人等世帯と同居している場合の自動車の使用〕</p> <p>被保護者が、自動車を保有している特定中国残留邦人等と同居している場合、その自動車を使用することは認められるか。</p> </div> <p>（答）特定中国残留邦人等世帯に対する支給付制度においては、生活用品としての自動車保有を認めているところであるが、これは「自動車^が当該特定中国残留邦人等及びその者の配偶者の生活維持のために使われて</p>

るものであること」等を要件としている。したがって、特定中国残留邦人等名義の自動車を同居の被保護者が自己のために使用することは認められない。

しかしながら、この趣旨は生活保護を受給中の同居の2世等が自動車を運転することを全面的に禁じるものではない。例えば、やむを得ない事情により特定中国残留邦人等又は特定配偶者等の通院時の送迎に2世等が運転する場合など、特定中国残留邦人等の生活維持のために限定的に使用することは認めて差し支えないものである。この場合、残留邦人支援給付の担当者とも十分連携を図り、被保護者への保険の適用など必要な指導援助を行うことが必要である。

問3-25-4 [資産の申告の確認方法]

資産の申告は書面で行い、挙証資料がある場合には、その提出を求めることとなっているが、課第3の13による保護受給中における資産の申告の場合、挙証資料の徴取を省略してよいか。

(答) 当該世帯が当該月に受給する保護費及び年金手当等収入の合算額を除いた預貯金等の額が1か月の最低生活費(医療扶助及び介護扶助を除く。)以内の預貯金等の場合は、挙証資料を目視で確認するとともに、その使用目的を十分に聴取し、ケース記録に書き留める等の確認を行うことをもって資料の徴取とすることで差し支えない。

なお、資産申告の確認に当たっては、必要に応じて訪問調査時や個室に案内して行うなど個々のプライバシーに配慮して行うことに留意することはいうまでもない。

いるものであること」等を要件としている。したがって、特定中国残留邦人等名義の自動車を同居の被保護者が自己のために使用することは認められない。

しかしながら、この趣旨は生活保護を受給中の同居の2世等が自動車を運転することを全面的に禁じるものではない。例えば、やむを得ない事情により特定中国残留邦人等又はその者の配偶者の通院時の送迎に2世等が運転する場合など、特定中国残留邦人等の生活維持のために限定的に使用することは認めて差し支えないものである。この場合、残留邦人支援給付の担当者とも十分連携を図り、被保護者への保険の適用など必要な指導援助を行うことが必要である。

(新設)

第5 扶養義務の取扱い

問5-1 [扶養義務履行が期待できない者の判断基準]

課第5の2にある「実施機関がこれらと同様と認める者」及び「要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない者」というのは、具体的にどのような者を指すのか。

(答) 略

第6 略

第7 最低生活費の認定

問7-3 [緊急人材育成・就職支援基金訓練社会的事業者等訓練コース合宿型(合宿型自立支援プログラム)の基準生活費]

緊急人材育成・就職支援基金訓練社会的事業者等訓練コース合宿型(合宿型自立支援プログラム)の対象となる受講者に対する最低生活費の計上は如何にすべきか。

(答) 緊急人材育成・就職支援基金訓練社会的事業者等訓練コース合宿型(合宿型自立支援プログラム)は、様々な要因により、働く自信をなくした若者に対して、合宿形式による集団生活の中での労働体験等を通じて、働くことについての自信と意欲を付与することにより、就労等へと導くことを目的とした事業であり、受講期間は3か月(最長6か月)を原則としていることから、局第1の1の(6)により、受講後も出身世帯と同一世帯として認定することになる。

この場合、基準生活費については、出かせぎ等の取り扱い同様に、局第7の2の(1)オにより、他の世帯員とは別に受講する日から終了日までの居宅基準生活費を計上する(食

第5 扶養義務の取扱い

問5-1 [扶養義務履行が期待できない者の判断基準]

課第5の2の答にある「実施機関がこれらと同様と認める者」及び「要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない者」というのは、具体的にどのような者を指すのか。

(答) 略

第6 略

第7 最低生活費の認定

問7-3 [緊急人材育成・就職支援基金訓練社会的事業者等訓練コース合宿型(合宿型自立支援プログラム)の基準生活費]

緊急人材育成・就職支援基金訓練社会的事業者等訓練コース合宿型(合宿型自立支援プログラム)の対象となる受講者に対する最低生活費の計上は如何にすべきか。

(答) 緊急人材育成・就職支援基金訓練社会的事業者等訓練コース合宿型(合宿型自立支援プログラム)は、様々な要因により、働く自信をなくした若者に対して、合宿形式による集団生活の中での労働体験等を通じて、働くことについての自信と意欲を付与することにより、就労等へと導くことを目的とした事業であり、受講期間は3か月(最長6か月)を原則としていることから、局第1の1の(6)により、受講後も出身世帯と同一世帯として認定することになる。

この場合、基準生活費については、出かせぎ等の取り扱い同様に、局第7の2の(1)エにより、他の世帯員とは別に受講する日から終了日までの居宅基準生活費を計上する(食

費、居住費等の利用者負担費用は、生活扶助により対応)。なお、受講者の生活扶助基準は、合宿所所在地の級地基準によることに留意されたい。

略

問7-60〔入学準備金の一括支給〕

小学校等又は中学校等に入学する児童、生徒に対する入学準備金の支給に当たっては、保護変更申請書を徴することなく職権変更により支給することとして差し支えないか。

(答) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問7-61〔外国から帰国した児童等に係る入学準備金の取扱い〕

次の場合は、それが学年中途又は第2学年以上への編入であっても、転入の準備のために費用が必要な場合は、入学準備金を支給して差し支えないか。

- (1) 外国から帰国した児童が初めて小学校等又は中学校等に就学する場合
- (2) 民族学校に就学していた児童が公立の小学校等又は中学校等に転入する場合

(答) いずれの場合も支給して差し支えない。

問7-68〔2世帯以上で共同水道を設置する場合〕

水道(井戸)設備費の取扱いに当たり、隣接する2世帯以上が共同水道(井戸)を設置しようとする場合、その設備費は共同水道(井戸)1基につき第7の2の(10)のイの(ア)に定める額の範囲内で特別基準

費、居住費等の利用者負担費用は、生活扶助により対応)。なお、受講者の生活扶助基準は、合宿所所在地の級地基準によることに留意されたい。

略

問7-60〔入学準備金の一括支給〕

小・中学校に入学する児童、生徒に対する入学準備金の支給に当たっては、保護変更申請書を徴することなく職権変更により支給することとして差し支えないか。

(答) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問7-61〔外国から帰国した児童等に係る入学準備金の取扱い〕

次の場合は、それが学年中途又は第2学年以上への編入であっても、転入の準備のために費用が必要な場合は、入学準備金を支給して差し支えないか。

- (1) 外国から帰国した児童が初めて小学校又は中学校に就学する場合
- (2) 民族学校に就学していた児童が公立の小学校又は中学校に転入する場合

(答) いずれの場合も支給して差し支えない。

問7-68〔2世帯以上で共同水道を設置する場合〕

水道(井戸)設備費の取扱いに当たり、隣接する2世帯以上が共同水道(井戸)を設置しようとする場合、その設備費は共同水道(井戸)1基につき第7の2の(10)のイの(ア)に定める額の範囲内で特別基準

<p>の設定が認められるものであると解すべきか。</p>	<p>の設定が認められるものであると解すべきか。</p>
<p>(答) 共同水道を新設する場合であって、当該水道を利用する被保護世帯が水道の設備費を負担しなければならないときは、その世帯につき局第7の2の(10)のイの(ア)に定める額の範囲内で特別基準の設定をしても差し支えないものである。したがって、2以上の被保護世帯が同一共同水道を利用する場合であってもそれぞれの世帯について局第7の2の(10)のイの(ア)に定める額の範囲内で特別基準の設定は認められるものである。</p>	<p>(答) 共同水道を新設する場合であって、当該水道を利用する被保護世帯が水道の設備費を負担しなければならないときは、その世帯につき局第7の2の(9)のイの(ア)に定める額の範囲内で特別基準の設定をしても差し支えないものである。したがって、2以上の被保護世帯が同一共同水道を利用する場合であってもそれぞれの世帯について局第7の2の(10)のイの(ア)に定める額の範囲内で特別基準の設定は認められるものである。</p>
<p>2 教育費 <教育扶助の範囲> 教育扶助の対象となるのは、義務教育である小学校等及び中学校等に限定される。憲法第26条第2項により就学が義務づけられていることに関連して最低生活の内容として義務教育への就学を保障しようとするものである。 略</p>	<p>2 教育費 <教育扶助の範囲> 教育扶助の対象となるのは、義務教育である小学校、中学校に限定される。憲法第26条第2項により就学が義務づけられていることに関連して最低生活の内容として義務教育への就学を保障しようとするものである。 略</p>
<p>問7-82〔通学に伴う付添交通費〕 小学校等又は中学校等に通学する児童又は生徒が負傷、疾病、障害、精神的理由等により付添を要する場合の付添交通費の支給に当たっては、被保護者からの申立てのみで取り扱ってよいか。</p>	<p>問7-82〔通学に伴う付添交通費〕 小学校又は中学校に通学する児童又は生徒が負傷、疾病、障害、精神的理由等により付添を要する場合の付添交通費の支給に当たっては、被保護者からの申立てのみで取り扱ってよいか。</p>
<p>(答) 略</p>	<p>(答) 略</p>
<p>問7-91〔国立学校等への就学の可否及び教育扶助の範囲〕 次に掲げる学校への就学は認められるか。 1 国立の小学校等又は中学校等</p>	<p>問7-91〔国立学校等への就学の可否及び教育扶助の範囲〕 次に掲げる学校への就学は認められるか。 1 国立の小・中学校</p>

2 私立の小学校等又は中学校等

3 公立の中等教育学校の前期課程

(答) 1 国立学校については、就学することが将来の自立に有効であると認められる場合は就学を認めて差し支えない。

なお、教育扶助の範囲は、教育扶助基準額、学習支援費、学校給食費、教材代（学校給食費及び教材代にあつては児童の属する世帯の居住地を校区とする公立小学校等及び中学校等の基準を限度とする）及び通学のための交通費とする。

2 私立学校については、原則として就学は認められない。したがって、現に私立学校に就学している児童が属する世帯から保護の申請があつた場合は、公立学校への転校を指導されたい。

ただし、次のいずれかに該当する場合は引き続き就学を認めて差し支えない。

(1) 特待生制度（同様の制度であつて名称の異なるものを含む）や経済的な理由による減免措置を講じている学校において、これらの制度を活用することにより授業料等が全額免除される場合であつて、引き続き就学することが将来の自立に有効であると認められる場合。

(2) 年度途中等で転校が困難な場合（当該年度中に限る。）

なお、この場合の教育扶助の範囲は、教育扶助基準額、学習支援費、学校給食費及び教材代（学校給食費及び教材代にあつては児童の属する世帯の居住地を校区とする公立小学校等及び中学校等の基準を限度とする）である。

2 私立の小・中学校

3 公立の中等教育学校の前期課程

(答) 1 国立学校については、就学することが将来の自立に有効であると認められる場合は就学を認めて差しつかえない。

なお、教育扶助の範囲は、教育扶助基準額、学習支援費、学校給食費、教材代（学校給食費及び教材代にあつては児童の属する世帯の居住地を校区とする公立小中学校の基準を限度とする）及び通学のための交通費とする。

2 私立学校については、原則として就学は認められない。したがって、現に私立学校に就学している児童が属する世帯から保護の申請があつた場合は、公立学校への転校を指導されたい。

ただし、次のいずれかに該当する場合は引き続き就学を認めて差しつかえない。

(1) 特待生制度（同様の制度であつて名称の異なるものを含む）や経済的な理由による減免措置を講じている学校において、これらの制度を活用することにより授業料等が全額免除される場合であつて、引き続き就学することが将来の自立に有効であると認められる場合。

(2) 年度途中等で転校が困難な場合（当該年度中に限る。）

なお、この場合の教育扶助の範囲は、教育扶助基準額、学習支援費、学校給食費及び教材代（学校給食費及び教材代にあつては児童の属する世帯の居住地を校区とする公立小中学校の基準を限度とする）である。

<p>3 略</p> <p>3 住宅費</p> <p>問7-105-3〔法定施設への入居に必要な敷金等の支給について〕 課第7の問30の答16にいう「法定施設に入居する場合であって、やむを得ない場合」とはどういう場合か。</p> <p>(答) 居宅にて生活していた者の状態が変動し、施設での介護が必要となった場合や、無料低額宿泊施設及び法的位置づけのない施設において、処遇が著しく不適切である場合等、本人の状況に照らし、他の法定施設へ転所することが適切であると実施機関において判断された場合が考えられる。</p> <p><u>この判断をするに当たり、転所先の法定施設が管外に所在し、移管を伴う場合は、当該施設所在地を管轄する保護の実施機関と十分な連携を図ることに留意すること。</u></p> <p>略</p> <p>問7-105-4〔高齢者における設備構造が居住に適さないと認められる場合〕 課第7の問30の答11にいう、高齢者における「設備構造が居住に適さないと認められる場合」とはどういう場合か。</p> <p>(答) 共用部分に手すりやエレベーターがない場合であって、被保護者の日常生活能力では階段の上り下り等に転倒による事故の恐れが認められる場合などが考えられる。</p> <p><u>この判断に当たっては、当該被保護者の要介護状態、主治医、ケアマネジャー等の関係者の意見、住宅改修の活用等の他法他施策の活用状況等を踏まえて、生活状況を総合的に勘案して判断すること。</u></p>	<p>3 略</p> <p>3 住宅費</p> <p>問7-105-3〔法定施設への入居に必要な敷金等の支給について〕 課第7の問30の答16にいう「法定施設に入居する場合であって、やむを得ない場合」とはどういう場合か。</p> <p>(答) 居宅にて生活していた者の状態が変動し、施設での介護が必要となった場合や、無料低額宿泊施設及び法的位置づけのない施設において、処遇が著しく不適切である場合等、本人の状況に照らし、他の法定施設へ転所することが適切であると実施機関において判断された場合が考えられる。</p> <p>略</p> <p><u>(新設)</u></p>
--	--

<p>4 略</p> <p>5 生業費</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 高等学校等就学費</p> <p>現在、一般世帯における高校進学率は 97.3%（平成 15 年度）に達している状況であり、また、平成 16 年 3 月の福岡市学資保険訴訟最高裁判決においては、「近時においては、ほとんどの者が高等学校に進学する状況であり、高等学校に進学することが自立のために有用であるとも考えられる（後略）」との判断がなされた。</p> <p>さらに、社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書（平成 16 年 12 月）においても、「高校進学率の一般的な高まり、「貧困の再生産」の防止の観点から見れば、子どもを自立・就労させていくためには高校就学が有効な手段となっているものと考えられる。」としたうえで、「生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、高等学校への就学費用について、生活保護制度において対応することを検討すべきである。」とされた。</p> <p>こうしたことを総合的に勘案した上で、被保護世帯の自立支援という観点から、高校就学費用を生活保護制度において制度化したところであり、具体的には、高校就学に伴い必要となる学用品費、交通費、授業料等を給付内容とし、その給付水準は高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年</p>	<p>4 略</p> <p>5 生業費</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 高等学校等就学費</p> <p>現在、一般世帯における高校進学率は 97.3%（平成 15 年度）に達している状況であり、また、平成 16 年 3 月の福岡市学資保険訴訟最高裁判決においては、「近時においては、ほとんどの者が高等学校に進学する状況であり、高等学校に進学することが自立のために有用であるとも考えられる（後略）」との判断がなされた。</p> <p>さらに、社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書（平成 16 年 12 月）においても、「高校進学率の一般的な高まり、「貧困の再生産」の防止の観点から見れば、子どもを自立・就労させていくためには高校就学が有効な手段となっているものと考えられる。」としたうえで、「生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、高等学校への就学費用について、生活保護制度において対応することを検討すべきである。」とされた。</p> <p>こうしたことを総合的に勘案した上で、被保護世帯の自立支援という観点から、高校就学費用を生活保護制度において制度化したところであり、具体的には、高校就学に伴い必要となる学用品費、交通費、授業料等を給付内容とし、その給付水準は高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年</p>
---	---

法律第 18 号) に定める額を目安に設定することとしている。

なお、義務教育である小学校等及び中学校等の就学費用が教育扶助によって給付されるのとは異なり、高校就学費用は自立支援の観点から給付されるものであるため、生業扶助によって行うこととしている。また、授業料、入学金等に関しては、各自治体において実施される減免措置が講じられている場合、生活保護による給付は行わない取扱いとされている。

法律第 18 号) に定める額を目安に設定することとしている。

なお、義務教育である小・中学校の就学費用が教育扶助によって給付されるのとは異なり、高校就学費用は自立支援の観点から給付されるものであるため、生業扶助によって行うこととしている。また、授業料、入学金等に関しては、各自治体において実施される減免措置が講じられている場合、生活保護による給付は行わない取扱いとされている。

問 7 - 150 [高等学校等就学費の要否判定上の取扱い]

高等学校等就学費については、保護開始時の要否判定の費目に含まれないものとしてよろしいか。

(答) 高等学校等就学費については、義務教育である小学校等及び中学校等の就学費用が「最低限度の生活の需要」として教育扶助によって給付されるものとは異なり、生活保護を受給する有子世帯の自立を助長する観点から行われるものであり、生業扶助によって給付を行うこととしているところである。

略

6 略

第 8 ~ 10 略

第 11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令

問 11 - 21 [労働能力と検診命令]

被保護世帯に、1 年前に転入してきた成年男子がいる。転入と同時に被保護者とし

問 7 - 150 [高等学校等就学費の要否判定上の取扱い]

高等学校等就学費については、保護開始時の要否判定の費目に含まれないものとしてよろしいか。

(答) 高等学校等就学費については、義務教育である小・中学校の就学費用が「最低限度の生活の需要」として教育扶助によって給付されるものとは異なり、生活保護を受給する有子世帯の自立を助長する観点から行われるものであり、生業扶助によって給付を行うこととしているところである。

略

6 略

第 8 ~ 10 略

第 11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令

問 11 - 21 [労働能力と検診命令]

被保護世帯に、1 年前に転入してきた成年男子がいる。転入と同時に被保護者とし

て同一世帯内で保護を適用し、今日に至っているが、身体も頑健のように見受けられ通常の労働に耐えられると認められたので就労を指導したところ、2か月程前の医師の診断書を呈示し、自分は病弱であるから適当な職がないと申し立てて就労しようとしな。医師の診断書には、胃弱で適度の休養を要するとあるのみで、本人は2か月前のこの時を除きこの1年間医師の治療を受けたようにも思われな、医療扶助を適用したこともない。毎日遊んでばかりで、近隣からも非難の声があがっている状況であるが、このような場合どのように措置したらよいか。

(答) 局第11の4に定めるところにより本人に対して法第28条第1項の規定に基づく検診命令を発し、嘱託医、公的医療機関その他保護の実施機関が適当と認めて指定した医師の検診を受けさせ、その結果によって措置すべきである。検診を拒否した場合は同条第5項の規定により保護の停止又は廃止処分を行う。この際はいわゆる聴聞は必要としない。検診の結果就労可能である場合には、本人に対し就労の指導を行い、必要な場合には公共職業安定所等の協力を得て適当な職場をあっせんしてもら。適当と認められる職場があるにもかかわらず保護の実施機関の指導に従おうとしないときは、就労につき文書で指示し、なおかつこれに従わないときは法第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止を行うことになる。この場合には同条第4項の規定により聴聞を行わなければならないので、留意すること。

第12 調査及び援助方針等

問12-3〔認知症対応型共同生活介護(グ

て同一世帯内で保護を適用し、今日に至っているが、身体も頑健のように見受けられ通常の労働に耐えられると認められたので就労を指導したところ、2か月程前の医師の診断書を呈示し、自分は病弱であるから適当な職がないと申し立てて就労しようとしな。医師の診断書には、胃弱で適度の休養を要するとあるのみで、本人は2か月前のこの時を除きこの1年間医師の治療を受けたようにも思われな、医療扶助を適用したこともない。毎日遊んでばかりで、近隣からも非難の声があがっている状況であるが、このような場合どのように措置したらよいか。

(答) 局第11の4に定めるところにより本人に対して法第28条第1項の規定に基づく検診命令を発し、嘱託医、公的医療機関その他保護の実施機関が適当と認めて指定した医師の検診を受けさせ、その結果によって措置すべきである。検診を拒否した場合は同条第4項の規定により保護の停止又は廃止処分を行う。この際はいわゆる聴聞は必要としない。検診の結果就労可能である場合には、本人に対し就労の指導を行い、必要な場合には公共職業安定所等の協力を得て適当な職場をあっせんしてもら。適当と認められる職場があるにもかかわらず保護の実施機関の指導に従おうとしないときは、就労につき文書で指示し、なおかつこれに従わないときは法第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止を行うことになる。この場合には同条第4項の規定により聴聞を行わなければならないので、留意すること。

第12 調査及び援助方針等

問12-3〔認知症対応型共同生活介護(グ

<p>ループホーム) 等を利用する世帯に対する家庭訪問について]</p> <p>局第12の1の(2)のアにおいて、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等への訪問を1年に1回以上とする場合として、「施設管理者等により日常的に生活実態が把握され、その状況が福祉事務所に報告されている」としているが、具体的にどのような場合か。</p>	<p>ループホーム) を利用する世帯に対する家庭訪問について]</p> <p>局第12の1の(2)のアにおいて、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)への訪問を1年に1回以上とする場合として、「施設管理者等により日常的に生活実態が把握され、その状況が福祉事務所に報告されている」としているが、具体的にどのような場合か。</p>
<p>(答) 略</p>	<p>(答) 略</p>
<p>第13 その他</p>	<p>第13 その他</p>
<p>問13-2 [扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例]</p> <p>次に示す場合について、扶助費の戻入、返還等の取扱いを教示されたい。(a)～(e) 略</p>	<p>問13-2 [扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例]</p> <p>次に示す場合について、扶助費の戻入、返還等の取扱いを教示されたい。(a)～(e) 略</p>
<p>(答) 1 扶助費追加支給の限度</p> <p>(a)の場合どの範囲まで最低生活費の認定を事後変更していわゆる追給の措置をとるべきかが問題となる。本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は<u>3</u>か月程度(発見月<u>から</u>その前々月分まで)と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に<u>3</u>か月とされているところからも支持される考えであるが、<u>3</u>か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。</p> <p>2 扶助費戻入決定の遡及の限度</p>	<p>(答) 1 扶助費追加支給の限度</p> <p>(a)の場合どの範囲まで最低生活費の認定を事後変更していわゆる追給の措置をとるべきかが問題となる。本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は<u>2</u>か月程度(発見月<u>及び</u>その前月分まで)と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に<u>60</u>日間とされているところからも支持される考えであるが、<u>2</u>か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。</p> <p>2 扶助費戻入決定の遡及の限度</p>

(b)の場合、(a)と逆に、扶助費の額を遡及変更して、過渡分を戻入する必要があるわけであるが、この場合も遡及変更の限度は3か月程度と考えるべきである。行政処分自体に安定性が要請されると同様、行政処分の相手方にとっても既に行政処分がいつまでも不確定であることは妥当でないからである。

この場合、不正受給が明らかとなった場合の取扱いに留意する必要があるほか、生活保護法においては、次のような特例がある。

すなわち、遡及変更に基づき返還すべき扶助費の額であっても、法第 80 条の規定に基づき返還を免除することができるわけである。既に決定支給した扶助費の額を減額変更して扶助費を返還させる場合、財務処理上は「戻入」という手続がとられるが、法第 80 条はそのような戻入すべき額の免除を定めたものである。

なお、法第 80 条は、保護廃止、停止、変更に伴う保護金品の返還命令自体の根拠となる規定ではない（保護の廃止、変更等に伴い前渡した保護金品を支弁者に返還すべきことは、民法第 703 条に示されたところによっている。）。

3 収入の増減が明らかとなった場合の取扱い

(c)及び(d)の場合、それぞれ(a)及び(b)と同様である。

すなわち、収入の増減が事後になって明らかとなっても何らかの調整を考えるべき範囲は3か月程度と解すべきである。

この場合の保護費支給額の事後調整の方法については、(c)のような場合で追加支給を要するときは、課第 10 の 11 にあるように収入充当額の認定を遡及変更して保護費の追加支給を行う。また、(d)のような場合で、

(b)の場合、(a)と逆に、扶助費の額を遡及変更して、過渡分を戻入する必要があるわけであるが、この場合も遡及変更の限度は2か月程度と考えるべきである。行政処分自体に安定性が要請されると同様、行政処分の相手方にとっても既に行政処分がいつまでも不確定であることは妥当でないからである。

この場合、不正受給が明らかとなった場合の取扱いに留意する必要があるほか、生活保護法においては、次のような特例がある。

すなわち、遡及変更に基づき返還すべき扶助費の額であっても、法第 80 条の規定に基づき返還を免除することができるわけである。既に決定支給した扶助費の額を減額変更して扶助費を返還させる場合、財務処理上は「戻入」という手続がとられるが、法第 80 条はそのような戻入すべき額の免除を定めたものである。

なお、法第 80 条は、保護廃止、停止、変更に伴う保護金品の返還命令自体の根拠となる規定ではない（保護の廃止、変更等に伴い前渡した保護金品を支弁者に返還すべきことは、民法第 703 条に示されたところによっている。）。

3 収入の増減が明らかとなった場合の取扱い

(c)及び(d)の場合、それぞれ(a)及び(b)と同様である。

すなわち、収入の増減が事後になって明らかとなっても何らかの調整を考えるべき範囲は2か月程度と解すべきである。

この場合の保護費支給額の事後調整の方法については、(c)のような場合で追加支給を要するときは、課第 10 の 11 にあるように収入充当額の認定を遡及変更して保護費の追加支給を行う。また、(d)のような場合で、

既に支給した保護費の一部（場合によっては全部）を返還させるべき場合は、局第 10 の 2 の(8)により、その返還を要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整することができる。

この取扱いは、遡及変更が3か月までできるので、この戻入分を翌月の収入に繰入れることができることとしたものである。

すなわち、戻入として処理すべき金額を当該世帯の資力として認定するという考え方に基づくものであるが、次の点に留意する必要がある。

ア この取扱いが認められるのは、確認月からその前々月までの分として返納すべき額に限ること。したがって、それ以前の返納額は法第 63 条により処理すべきである。

イ 確認月からその前々月までの分であっても法第 80 条を適用すべき事情があるときは、この取扱いは認められないこと。

なお、収入の増加が事後になって明らかとなった場合 ((d)のケース) も、(b)について述べたと同様、戻入、法第 63 条による返還、法第 80 条の適用が考えられる。

ただ、収入の増について、届出義務との関連もあり、例えば、法第 80 条の適用は安易に考えるべきではない。発見月、その前月又は前々月の収入増減（賞与、期末手当等による）については、局第 10 の 2 の(7)のエの規定により相当の範囲まで事後調整ができるものとして取り扱うべきであろう。（このことは臨時的な収入について 6 か月間の分割認定が認められていることとの均衡から

既に支給した保護費の一部（場合によっては全部）を返還させるべき場合は、局第 10 の 2 の(8)により、その返還を要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整することができる。

この取扱いは、遡及変更が2か月までできるので、この戻入分を翌月の収入に繰入れることができることとしたものである。

すなわち、戻入として処理すべき金額を当該世帯の資力として認定するという考え方に基づくものであるが、次の点に留意する必要がある。

ア この取扱いが認められるのは、確認月及びその前月までの分として返納すべき額に限ること。したがって、それ以前の返納額は法第 63 条により処理すべきである。

イ 確認月及びその前月までの分であっても法第 80 条を適用すべき事情があるときは、この取扱いは認められないこと。

なお、収入の増加が事後になって明らかとなった場合 ((d)のケース) も、(b)について述べたと同様、戻入、法第 63 条による返還、法第 80 条の適用が考えられる。

ただ、収入の増について、届出義務との関連もあり、例えば、法第 80 条の適用は安易に考えるべきではない。発見月又はその前月の収入増減（賞与、期末手当等による）については、局第 10 の 2 の(7)のエの規定により相当の範囲まで事後調整ができるものとして取り扱うべきであろう。（このことは臨時的な収入について 6 か月間の分割認定が認められていることとの均衡からも理解さ

も理解されよう。)

4 扶助決定の取消

(e)の場合、扶助費の決定処分を取消しで戻入決定すべきであろう。(事情によっては法第80条の適用も可能ではある。)

事実上は、(e)のような場合でも、保護の廃止又は変更の決定が行われているが、理論的には保護の廃止、変更と保護に関する処分の取消しとは区別されるものである。

問13-4 [戻入又は返還の適用]

扶助費の返還を要する事情が明らかとなった場合、発見月からその前々月の分の処理は必ず戻入の決定又は局第10の2の(8)によらなければならないか。

(答) 発見月からその前々月の分であっても法第63条の規定による返還として決定しても差し支えない。

問13-6 [費用返還と資力の発生時点]

次の場合、法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点はいつと考えるべきか。(1)～(6)略

(答) (1)略

(2) 相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの(民法第882条、第896条)とされており、また、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること(民法第909条)とされている。

したがって、法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給され

れよう。)

4 扶助決定の取消

(e)の場合、扶助費の決定処分を取消しで戻入決定すべきであろう。(事情によっては法第80条の適用も可能ではある。)

事実上は、(e)のような場合でも、保護の廃止又は変更の決定が行われているが、理論的には保護の廃止、変更と保護に関する処分の取消しとは区別されるものである。

問13-4 [戻入又は返還の適用]

扶助費の返還を要する事情が明らかとなった場合、発見月及びその前月の分の処理は必ず戻入の決定又は局第10の2の(8)によらなければならないか。

(答) 発見月及びその前月の分であっても法第63条の規定による返還として決定しても差し支えない。

問13-6 [費用返還と資力の発生時点]

次の場合、法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点はいつと考えるべきか。(1)～(6)略

(答) (1)略

(2) 相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの(民法第882条、第896条)とされており、また、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること(民法第907条)とされている。

したがって、法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給され

た保護費について返還請求の対象とすることとなる。

(3)～(6)略

略

問13-35 [外国人からの不服申立]

生活保護に係る外国人からの不服申立ての取扱い如何。

(答) 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に規定する処分とは、公権力の主体たる国又は地方公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいい、公権力の行使に当たる事実行為で継続的性質を有するものを含むものとされている。

よって、生活保護法による法に基づく保護ではなく、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、予算措置として行われる外国人に対する保護等に関する決定は、行政不服審査法上の処分に該当しないため、当該決定に対する不服申立てについては、処分性を欠くことを理由とした却下裁決をされたい。

また、予算措置として行われる外国人に対する保護等に関する決定に際しては、行政不服審査法第57条第1項の規定の趣旨から、不服申立てをすることができる旨等の教示をしてはならない。

略

問13-40 [法第78条による費用徴収決定処分における審査請求の裁決に係る教示について]

市町村長が行った法第78条による費用

た保護費について返還請求の対象とすることとなる。

(3)～(6)略

略

問13-35 [外国人からの不服申立]

生活保護に係る外国人からの不服申立ての取扱い如何。

(答) 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に規定する処分とは、公権力の主体たる国又は地方公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいい、公権力の行使に当たる事実行為で継続的性質を有するものを含むものとされている。

よって、生活保護法による法に基づく保護ではなく、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、予算措置として行われる外国人に対する保護等に関する決定は、行政不服審査法上の処分に該当しないため、当該決定に対する不服申立てについては、処分性を欠くことを理由とした却下裁決をされたい。

また、予算措置として行われる外国人に対する保護に関する決定に際しては、行政不服審査法第57条第1項の規定の趣旨から、不服申立てをすることができる旨等の教示をしてはならない。

略

問13-40 [法第78条による費用徴収決定処分における審査請求の裁決に係る教示について]

市町村長が行った法第78条による費用

徴収決定処分における審査請求の裁決にあたり、厚生労働大臣に対して再審査請求できる旨の教示をしてよいか。

(答) 生活保護に係る不服申立てについては、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)、及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びに生活保護法(昭和25年法律第144号)において、審査庁並びに再審査庁を規定しているところである。

法第78条による費用徴収決定処分については、保護の決定及び実施に関する事務に該当しないことから、法第66条の適用はなく、行政不服審査法第6条第2項の規定に該当する場合にのみすることができるものである。

したがって、市町村長が処分庁として、法第78条による費用徴収決定処分を行った場合については、行政不服審査法第6条第2項に該当せず、また、同法及び他法に再審査請求を提起することができる旨の規定が存在しないことから、再審査請求を提起することができる旨の教示をする必要はない。

徴収決定処分における審査請求の裁決にあたり、厚生労働大臣に対して再審査請求できる旨の教示をしてよいか。

(答) 生活保護に係る不服申立てについては、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)、及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びに生活保護法(昭和25年法律第144号)において、審査庁並びに再審査庁を規定しているところである。

法第78条による費用徴収決定処分については、保護の決定及び実施に関する事務に該当しないことから、法第66条の適用はなく、行政不服審査法第8条第1項第2号の規定に該当する場合にのみすることができるものである。

したがって、市町村長が処分庁として、法第78条による費用徴収決定処分を行った場合については、行政不服審査法第8条第1項第2号に該当せず、また、同法及び他法に再審査請求を提起することができる旨の規定が存在しないことから、再審査請求を提起することができる旨の教示をする必要はない。

新 旧 対 照 表

改正後	現 行
<p>第1 医療扶助運営方針</p> <p>(略)</p> <p>第2 医療扶助運営体制</p> <p>(略)</p> <p>3 町村関係</p> <p>法第19条第7項には「<u>町村長は</u>、保護の実施機関又は福祉事務所の長が行う保護事務の執行を適切ならしめるため、左に掲げる事項を行うものとする。……（以下略）」と規定し、福祉事務所を設置しない町村に対して協力義務を課している。このことは町村長が管内住民の福祉について第一義的に責任を有するものであり、また、保護の実施機関の側からしても町村長の協力を得て初めて本法の円滑な実施運営を期することができるからにほかならない。</p> <p>福祉事務所を設置しない町村の医療扶助関係事務は次のとおりである。</p> <p>ア 保護変更申請書（傷病届）、各給付要否意見書等の受払簿の作成、整備及び保存</p> <p>イ 各給付要否意見書等及び診療依頼書（入院外）の交付</p> <p>ウ 応急医療扶助の実施</p> <p>エ その他医療扶助の実施に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>(問53)〔手術時における多量のサラン〕</p> <p>膀胱手術を受けた被保護者が、その患部を覆うため多量のサランを必要とする場合、そのサラン</p>	<p>第1 医療扶助運営方針</p> <p>(略)</p> <p>第2 医療扶助運営体制</p> <p>(略)</p> <p>3 町村関係</p> <p>法第19条第7項には「<u>町村長は</u>保護の実施機関又は福祉事務所の長が行う保護事務の執行を適切ならしめるため、左に掲げる事項を行うものとする。……（以下略）」と規定し、福祉事務所を設置しない町村に対して協力義務を課している。このことは町村長が管内住民の福祉について第一義的に責任を有するものであり、また、保護の実施機関の側からしても町村長の協力を得て初めて本法の円滑な実施運営を期することができるからにほかならない。</p> <p>福祉事務所を設置しない町村の医療扶助関係事務は次のとおりである。</p> <p>ア 保護変更申請書（傷病届）、各給付要否意見書等の受払簿の作成、整備及び保存</p> <p>イ 各給付要否意見書等及び診療依頼書（入院外）の交付</p> <p>ウ 応急医療扶助の実施</p> <p>エ その他医療扶助の実施に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>(問53)〔手術時における多量のサラン〕</p> <p>膀胱手術を受けた被保護者が、その患部を覆うため多量のサランを必要とする場合、そのサラン</p>

については医療扶助の治療材料として認められるか。

(答) 手術に際して通常必要とされている衛生材料は、診療報酬の所定点数中に含まれることとなっているため医療扶助の治療材料として支給することは認められない。

なお、処置及び手術に際して使用した薬剤並びに特定の治療材料（その範囲は「特定保険医療材料及びその材料価格」（平成20年3月5日厚生労働省告示第61号）の別表に定められている）を使用した場合は、処置及び手術の点数にその費用を加算することができることとなっている。

(略)

(問68)〔医療費貸付金との関係〕

保護開始申請者に対する生活福祉資金（福祉費）活用の指導は、どのようにしたらよいか。例えば、必ず福祉費の貸付申請をさせ、その却下を待って医療扶助を適用する取扱いは行きすぎか。

(答) 生活福祉資金（福祉費）は、低所得者が医療費を負担できないために治療を遅らせ、その結果病状を悪化させ、ひいては被保護階層に転落するようになることを防止する趣旨によるものであり、被保護者は貸付対象から除外されている。

したがって、一般に貸付申請を要件として保護の可否を決定することは適当でない。

なお、保護を要するほどに生活に困窮していないとして保護の申請を却下したときは、一般的にはこの貸付資金の貸付要件を具備する場合が少なくないので、このような場合にこそ、この制度の活用について積極的に配慮すべきである。

については医療扶助の治療材料として認められるか。

(答) 手術に際して通常必要とされている衛生材料は、診療報酬の所定点数中に含まれることとなっているため医療扶助の治療材料として支給することは認められない。

なお、処置及び手術に際して使用した薬剤並びに特定の治療材料（その範囲は「特定保険医療材料及びその材料価格」（平成20年3月5日厚生労働省告示第59号）の別表に定められている）を使用した場合は、処置及び手術の点数にその費用を加算することができることとなっている。

(略)

(問68)〔医療費貸付金との関係〕

保護開始申請者に対する生活福祉資金（療養費）活用の指導は、どのようにしたらよいか。例えば、必ず療養費の貸付申請をさせ、その却下を待って医療扶助を適用する取扱いは行きすぎか。

(答) 生活福祉資金（療養費）は、低所得者が医療費を負担できないために治療を遅らせ、その結果病状を悪化させ、ひいては被保護階層に転落するようになることを防止する趣旨によるものであり、被保護者は貸付対象から除外されている。

したがって、一般に貸付申請を要件として保護の可否を決定することは適当でない。

なお、保護を要するほどに生活に困窮していないとして保護の申請を却下したときは、一般的にはこの貸付資金の貸付要件を具備する場合が少なくないので、このような場合にこそ、この制度の活用について積極的に配慮すべきである。

(問69) [障害者総合支援法第5条第22項に規定する自立支援医療のうち精神通院医療との関係]

「自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日障発第0303002号障害保健福祉部長通知）」別紙4によれば自立支援医療（精神通院医療）の対象となる医療の範囲は、精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して病院又は診療所に入院しないで行われる医療とすることとあるが「精神障害に起因して生じた病態」とは具体的にいかなるものか。また往診による医療は、精神通院医療の範囲に含まれるか。

(答) 精神障害に起因して生じた病態とは、精神障害の症状である躁状態、抑うつ状態、幻覚妄想、情動障害、行動障害、残遺状態等によって生じた病態である。なお、精神障害に起因するか否かの判断は、症例ごとに医学的見地から行われるべきものではあるが、一般的に感染症（慢性のもの）、新生物、アレルギー（薬剤副作用によるものを除く）、筋骨格系の疾患については、精神障害に起因するものとは考え難い。また、後段の往診による医療も、往診料を含め公費負担医療の範囲に含まれるものである。

(略)

第6 指導及び検査

(略)

(問96) [行政区域外の医療機関の検査と行政措置]

都道府県（指定都市又は中核市）の行政区域外に所在する指定医療機関に対する法第54条の規定による検査については、一般的には当該都道府県知事（指定都市又は中核市の市長）が実施でき

(問69) [障害者自立支援法第5条第18項に規定する自立支援医療のうち精神通院医療との関係]

「自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日障発第0303002号障害保健福祉部長通知）」別紙4によれば自立支援医療（精神通院医療）の対象となる医療の範囲は、精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して病院又は診療所に入院しないで行われる医療とすることとあるが「精神障害に起因して生じた病態」とは具体的にいかなるものか。また往診による医療は、精神通院医療の範囲に含まれるか。

(答) 精神障害に起因して生じた病態とは、精神障害の症状である躁状態、抑うつ状態、幻覚妄想、情動障害、行動障害、残遺状態等によって生じた病態である。なお、精神障害に起因するか否かの判断は、症例ごとに医学的見地から行われるべきものではあるが、一般的に感染症（慢性のもの）、新生物、アレルギー（薬剤副作用によるものを除く）、筋骨格系の疾患については、精神障害に起因するものとは考え難い。また、後段の往診による医療も、往診料を含め公費負担医療の範囲に含まれるものである。

(略)

第6 指導及び検査

(略)

(問96) [行政区域外の医療機関の検査と行政措置]

都道府県（指定都市又は中核市）の行政区域外に所在する指定医療機関に対する法第54条の規定による検査については、一般的には当該都道府県知事（指定都市又は中核市の市長）が実施でき

ないものと解されるが、これに対する見解はどうか。

(答) 法第54条の規定に基づいて行う都道府県知事(指定都市市長又は中核市市長)の立入検査権は、指定医療機関の行う医療扶助に関して必要があると認める場合に発動されるものである。

したがって、管轄区域外の都道府県知事(指定都市市長又は中核市市長)も、その管轄に属する保護の実施機関が当該指定医療機関に被保護者を委託している限り、その医療扶助に関して必要があると認めるときは、上記の立入検査を当該指定医療機関の所在地を管轄する都道府県知事(指定都市市長又は中核市市長)と同様に実施し得るものと解すべきである。

(略)

第7 その他の諸問題

(略)

(問103) [入院に関し同意あるときは精神保健福祉法の措置入院の対象にならないのではありませんか]

精神障害者の入院形態については、精神保健福祉法第20条に基づく任意入院、同法第29条第1項に基づく措置入院、同法第29条の2第1項に基づく緊急措置入院、同法第33条第1項又は第2項に基づく医療保護入院及び同法第33条の7第1項に基づく応急入院があるが、本人又はその家族等のうちいずれかの者が入院に対して同意している場合は、措置入院は行わないで、任意入院又は医療保護入院とすべきものと解するがどうか。

(答) 精神保健福祉法第29条第1項に基づく措置

ないものと解されるが、これに対する見解はどうか。

(答) 法第54条の規定に基づいて行う都道府県知事(指定都市市長又は中核市市長)の立入検査権は、指定医療機関の行う診療内容及び診療報酬請求の適否を調査するため必要である場合に発動されるものである。

したがって、管轄区域外の都道府県知事(指定都市市長又は中核市市長)も、その管轄に属する保護の実施機関が当該指定医療機関に被保護者を委託している限り、その診療内容及び診療報酬請求の適否を調査する必要があるときは、上記の立入検査を当該指定医療機関の所在地を管轄する都道府県知事(指定都市市長又は中核市市長)と同様に実施し得るものと解すべきである。

(略)

第7 その他の諸問題

(略)

(問103) [入院に関し同意あるときは精神保健福祉法の措置入院の対象にならないのではありませんか]

精神障害者の入院形態については、精神保健福祉法第22条の3に基づく任意入院、同法第29条第1項に基づく措置入院、同法第29条の2第1項に基づく緊急措置入院、同法第33条第1項又は第2項に基づく医療保護入院及び同法第33条の4第1項に基づく応急入院があるが、本人又はその家族等のうちいずれかの者が入院に対して同意している場合は、措置入院は行わないで、任意入院又は医療保護入院とすべきものと解するがどうか。

(答) 精神保健福祉法第29条第1項に基づく措置

入院は、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれ（以下「自傷他害のおそれ」という）があると認められた精神障害者を、都道府県知事（指定都市市長）の権限により強制的に入院させるものであるため、本人又はその家族等のうちいずれかの者の同意の有無にかかわらず、自傷他害のおそれがある場合には措置入院の対象となる。

（問104）〔保護の実施機関で精神保健福祉法第22条の申請を行うこととされている趣旨〕

精神障害者について医療扶助の申請がなされた場合で、当該精神障害者を医療及び保護のため入院させなければ自傷他害のおそれがあるときは、福祉事務局長は精神保健福祉法第23条に規定する申請を行うことになっているが、この申請は現に当該精神障害者の保護の任に当たっている者が行うべきではないか。

（答）精神保健福祉法第22条は精神障害者又はその疑いのある者のうち精神保健指定医の診察と必要な保護を要する状態にあるものの所在を知った者が、都道府県知事（指定都市市長）に対して適宜の措置を採るよう申請することができるとする規定であり、現に保護の任に当たっている者による申請の有無にかかわらず、自傷他害のおそれがある場合には申請手続を行われたい。

（略）

（問106）〔急迫時の保護と精神保健福祉法との関係〕

保護の実施機関は精神障害者に急迫した事由がある場合に必要な保護を行って差しつかえないと思われるが、この場合の措置において、精神

入院は、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれ（以下「自傷他害のおそれ」という）があると認められた精神障害者を、都道府県知事（指定都市市長）の権限により強制的に入院させるものであるため、本人又は保護者の同意の有無にかかわらず、自傷他害のおそれがある場合には措置入院の対象となる。

（問104）〔保護の実施機関で精神保健福祉法第23条の申請を行うこととされている趣旨〕

精神障害者について医療扶助の申請がなされた場合で、当該精神障害者を医療及び保護のため入院させなければ自傷他害のおそれがあるときは、福祉事務局長は精神保健福祉法第23条に規定する申請を行うことになっているが、この申請は当該精神障害者の保護者が行うべきではないか。

（答）精神保健福祉法第23条は精神障害者又はその疑いのある者のうち精神保健指定医の診察と必要な保護を要する状態にあるものの所在を知った者が、都道府県知事（指定都市市長）に対して適宜の措置を採るよう申請することができるとする規定であり、保護者による申請の有無にかかわらず、自傷他害のおそれがある場合には申請手続を行われたい。

（略）

（問106）〔急迫時の保護と精神保健福祉法との関係〕

保護の実施機関は精神障害者に急迫した事由がある場合に必要な保護を行って差しつかえないと思われるが、この場合の措置において、精神

<p>保健福祉法との関係はどうか。</p> <p>(答) 当該精神障害者の症状が、自傷他害のおそれがあると認められる場合には、急迫時の保護の実施と併行して、<u>精神保健福祉法第22条</u>に規定する申請手続を行われたい。</p> <p>(略)</p>	<p>保健福祉法との関係はどうか。</p> <p>(答) 当該精神障害者の症状が、自傷他害のおそれがあると認められる場合には、急迫時の保護の実施と併行して、<u>精神保健福祉法第23条</u>に規定する申請手続を行われたい。</p> <p>(略)</p>
---	---